資料1

船橋･習志野心不全連携協議会規約(案)

平成３０年７月５日制定

（名称及び目的）

第１条　船橋市及び習志野市地域において、心臓病を持つ住民の健康保持･増進のため、心不全地域連携パス・心不全手帳の普及・使用促進を図ることを目的とし、医療、介護関係者はもとより、広く地区医師会及び行政の協力のもと、船橋・習志野心不全連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

⑴　心不全地域連携パス・心不全手帳の監修等に関する事業

⑵　心不全地域連携パス・心不全手帳の普及・使用促進に関する事業

⑶　心不全地域連携パス・心不全手帳に関する勉強会・研修会等に関する事業

⑷　その他協議会が定める事業

（協議会員）

第３条　協議会員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

⑴　船橋市医師会長

⑵　習志野市医師会長

⑶　船橋市医師会員

⑷　習志野市医師会員

⑸　船橋歯科医師会長

⑹　習志野市歯科医師会長

⑺　船橋薬剤師会長

⑻　習志野市薬剤師会長

⑼　船橋在宅医療ひまわりネットワーク役員等

⑽　習志野あじさいネットワーク役員等

（協議会員の任期）

第４条　協議会員の任期は、２年とし、補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会の会長は、第３条第１号に掲げる者を、副会長は同条第２号に掲げる者をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　会議は、会員の過半数が出席していなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会議は非公開とする。
（参考意見等の聴取）
第７条　協議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
（部会）
第８条　協議会に部会を置くことができる。
２　部会は、協議会の下部組織として、第２条に掲げる事業を検討するものとする。
（事務局）
第９条　協議会の事務局は、船橋市健康福祉局健康・高齢部地域包括ケア推進課に置くものとし、庶務を掌理する。
（補則）
第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規約は、平成３０年７月５日から施行する。